

「株主コミュニティに関する取扱要領」の作成上の注意事項

2015年6月19日作成

2026年6月16日最終改訂

日本証券業協会

【凡例】

略称	正式名称
コミュニティ規則	株主コミュニティに関する規則
投資勧誘規則	協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則参加
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

I. 一般的注意事項

- 運営会員は、コミュニティ規則第25条の規定により、株主コミュニティの組成・運営に関する事項として、同条第1項各号に定める事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととされている。また、当該社内規則の内容及び「取扱要領」を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。
- 取扱要領は、運営会員各社の社内規則において規定する株主コミュニティの組成・運営に特有の事項の概要を記載することにより、運営会員各社における株主コミュニティの取扱いや投資者が行うべき手続などについて、投資者に対し明らかにするものである。
- このため、取扱要領の内容については、必要に応じ図表を用いるなどして、分かりやすく記載する必要がある。また、記載される内容については、投資者に誤解を生じさせることのないよう注意しなければならない。
- また、取扱要領は、コミュニティ規則及び以下により記載が必要とされている事項に加えて、各項目に関連した事項を適宜追加して記載することができる。

II. 個別注意事項（表題等）

1. 表題

- 「株主コミュニティに関する取扱要領」とすること。

2. 運営会員名

- 表題の次に右寄せで、運営会員の商号を、「株式会社」を含む正式名称（例：〇〇証券株式会社）で記載すること。

3. 前文

- 前文として、例えば、次の内容を記載すること。
「当社は、日本証券業協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づき、当社が運営する株主コミュニティに関して、この取扱要領を定め、公表いたします。」

Ⅲ. 個別注意事項（内容）

1. 法令遵守等

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項を記載すること。

- ◆ 運営会員は、株主コミュニティについて、法令規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、株主コミュニティにおける取引を公正かつ円滑に行う旨
- ◆ 運営会員は、日本証券業協会より、運営会員としての指定を受けて、銘柄ごとに株主コミュニティの組成・運営を行う旨

（関連条項） コミュニティ規則第4条及び第26条

2. 銘柄・発行者についての審査

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 運営会員が株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券及びその発行者につき、社内規則に従って厳正に審査を行う旨
- ◆ 当該審査における審査の項目及び手法の概要
- ◆ 当該発行者に係る反社会的勢力の排除に関する取組み
- ◆ 当該審査に係る記録の保存の方法・期間

（関連条項） コミュニティ規則第5条、第6条、第8条及び第25条第1項第1号

3. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の一般公表等

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 株主コミュニティに参加していない投資者を含む、すべての投資者に対して行う情報の一般公表に関する事項として、次に掲げる事項
 - ・ 当該情報の内容（運営会員による個別の株主コミュニティ銘柄の取扱いの有無等を把握するための情報として、当該株主コミュニティ銘柄の銘柄名など、コミュニティ規則第12条第1項各号に掲げる情報及び当該株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を把握するための情報として、発行者の業種などのコミュニティ規則第12条第2項各号に掲げる公表可能な情報）
 - ・ 当該情報の公表の方法（ウェブサイトを利用する場合は、当該情報が掲載されているウェブページのURLを含む。）
 - ・ 当該情報に関して、投資者による問合せの方法・問合せ先
- ◆ 株主コミュニティに参加していない投資者から、上記情報以外の提供を求められた場合の措置の概要

（関連条項） コミュニティ規則第12条、第25条第1項第4号及び同項第7号

4. 株主コミュニティへの参加

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 投資者が株主コミュニティに参加する場合の手続の概要・流れ
- ◆ 投資者が株主コミュニティへの参加の申出をする場合の連絡方法・連絡先
- ◆ 運営会員が当該参加の申出をした投資者に限定して行う情報の提供に関する事項として、次に掲げる事項
 - ・ 当該情報の内容（自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄に関する基本的な情報として、当該株主コミュニティ銘柄の発行者の事業年度など、コミュニティ規則第9条第4項各号に掲げる情報）
 - ・ 当該情報の提供の方法・時期
 - ・ 当該情報に関して、当該申出をした投資者による問合せの方法・問合せ先
- ◆ 当該参加の申出をした投資者が運営会員の株主コミュニティに初めて参加する際の確認書の説明・受入れ
- ◆ 一般投資家以外の者及び準特定投資家のみを対象とする株主コミュニティ銘柄を取り扱う場合は、以下に関する事項（適用されるものに限る）
 - ・ 投資者を一般投資家以外の者及び準特定投資家に限定している株主コミュニティ銘柄を取り扱っている旨及び一般投資家以外の者及び準特定投資家の範囲
 - ・ 他の株主コミュニティ銘柄に比べて発行者に関する情報提供が限定的である旨
 - ・ 価格等に関する情報は公表されない旨

(関連条項) コミュニティ規則第9条、第10条、第13条第2項、第25条第1項第2号及び第29条第2項

5. 株主コミュニティの参加者に限定して行う発行者等に関する情報の提供・閲覧

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ 株主コミュニティ銘柄の発行者並びに募集若しくは売出しの取扱い又は売出しに関する情報の取得の方法・時期
- ◆ 株主コミュニティの参加者に限定して行う情報の提供・閲覧に関する事項として、次に掲げる事項
 - ・ 当該情報の内容（自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者の詳細な情報として、当該株主コミュニティ銘柄の発行者の有価証券報告書など、コミュニティ規則第13条第1項各号に掲げる情報）
 - ・ 当該情報の提供・閲覧の方法・時期
 - ・ 参加者が当該情報の内容についての説明を求める場合及び問合せをする場合の連絡方法・連絡先

(関連条項) コミュニティ規則第13条、第14条、第15条第2項、第25条第1項第5号及び同項第6号

6. 株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等

【作成上の注意事項】

- 株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行う場合には、次に掲げる事項について記載すること。
- ◆ 情報の提供・閲覧等に関する事項として、次に掲げる事項
 - ・ 私募等の取扱い等に係る投資勧誘の相手方となる参加者に対して提供する私募又は私売出しに係る情報の内容
 - ・ 私募等の取扱い等に係る投資勧誘の対象でない参加者に対する説明の内容
 - ・ 私募等の取扱い等が行われた場合の当該私募等の取扱い等が行われた旨の情報の提供・閲覧の方法
 - ◆ 当該私募等の取扱い等に係る投資勧誘の対象者の選定方法
(関連条項) コミュニティ規則第 16 条の 2

7. 株主コミュニティ銘柄の取引及び受渡し

【作成上の注意事項】

- 次に掲げる事項について記載すること。
- ◆ 参加者が取引・注文等に関する情報を照会する場合の照会方法・照会先
 - ◆ 参加者による株主コミュニティ銘柄の取引（店頭取引、募集等の取扱い等に係る取引）の申込みの方法・申込み先
 - ◆ 株主コミュニティ銘柄の取引に当たっては、参加者は、運営会員が行う次に掲げる手続を経ていただく必要がある旨
 - ・ 参加者に対する契約締結前の情報提供・説明
 - ・ 参加者の取引に係る適合性の確認
 - ・ 運営会員による不正取引行為についての確認
 - ◆ 運営会員による当該取引に係る受渡しの方法・時期
(関連条項) コミュニティ規則第 15 条、第 17 条～第 24 条、第 25 条第 1 項第 8 号及び同項第 9 号、投資勧誘規則第 6 条第 1 項第 9 号、金商法第 37 条の 3 及び第 40 条

8. 株主コミュニティからの脱退

【作成上の注意事項】

- 次に掲げる事項について記載すること。
- ◆ 参加者が株主コミュニティから脱退する場合の手続の概要・流れ
 - ◆ 参加者からの申出以外による株主コミュニティからの脱退事由を定めている場合は、その内容
 - ◆ 参加者が株主コミュニティからの脱退の申出をする場合の連絡方法・連絡先
(関連条項) コミュニティ規則第 11 条及び第 25 条第 1 項第 2 号

9. 株主コミュニティの解散

【作成上の注意事項】

➤ 次に掲げる事項について記載すること。

- ◆ コミュニティ規則で定める株主コミュニティの解散事由のほか、運営会員において当該解散事由を定めている場合は、その内容
- ◆ 株主コミュニティの解散をする場合における当該解散に関する情報の公表・提供の方法（ウェブサイトを利用する場合は、当該情報が掲載されているウェブページのURLを含む。）
- ◆ 当該解散に関して、参加者・投資者による問合せの方法・問合せ先
(関連条項) コミュニティ規則第7条、第25条第1項第3号及び第28条

以 上